

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本部会はオンラインと対面を組み合わせて開催し、YouTube配信方式による公開にて行わせていただきます。

はじめに、事務局の異動がございましたので、御報告いたします。食品衛生基準審査課長の紀平でございます。

○紀平課長 7月1日付けで着任いたしました、紀平と申します。

前任の近藤課長がPMDAに異動となりまして、後任として食品衛生基準審査課長に着任しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、本日の委員の皆様の出欠状況を御報告いたします。

本日は、近藤委員より御欠席との御連絡をいただいております。現時点で農薬・動物用医薬品部会の委員14名中13名の御出席をいただいておりますので、部会委員総数の過半数に達しておりますので、食品衛生基準審議会令第6条の規定により、本日の部会が成立していることを御報告いたします。

なお、大山委員、折戸委員、加藤委員、神田委員、佐藤委員、佐野委員、須恵委員、瀧本委員、田口委員、堤委員、中島委員、野田委員は、オンラインでの御参加でございます。

続きまして、利益相反の状況について、御報告いたします。

本日御審議いただく品目の関連企業等からの過去3年間における寄附金等の受取りについて、事前に各委員に確認を行ったところ該当はございませんでした。

それでは、以後の議事進行については、穂山部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○穂山部会長 こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○事務局 資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、議事次第、委員名簿、座席表、オンライン会議の事前共有事項のほか、資料1～8、部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱い案を御準備しております。

このうち、資料1-1から資料8-1が本日御審議等いただく各品目の報告書案等、資料1-2から資料8-2が各品目の食品安全委員会の通知書または評価書でございます。

お手元の資料に不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

また、会議の進め方の留意事項になりますが、オンラインで御参加の先生方におかれましては、本日の会議の進行については、「オンライン会議の事前共有事項」に沿って進めますので、接続トラブルがあった場合等、御確認をよろしくお願いします。

審議中に御発言いただく際は、マイクをオンにして御発言いただき、御発言が終わりましたら、マイクをミュートにさせていただきますようお願いします。また、チャット機能にて御連絡いただきました場合にも随時対応いたしますので、必要に応じて御活用ください。

事務局からは以上でございます。

○穂山部会長 御説明ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

本日は、議題1として、農薬7剤の審議、議題2として、対象外物質1剤の報告を行います。

なお、報告書の作成に当たっては、既に関係委員の方に資料等について御検討いただき、事前にいただいていた御意見を踏まえた上で本日の資料としております。ありがとうございました。

それでは、まず、事務局から本日の審議順の説明をお願いいたします。

○事務局 本日の審議順ですけれども、議題1の審議順を変更いたしまして、資料5の農薬フェンプロピジンから御審議をお願いします。

資料5を御審議いただいた後、改めて資料1にお戻りいただきまして、資料1から順番に御審議をお願いいたします。

○穂山部会長 それでは、議題1の資料5の農薬フェンプロピジンの審議に入りたいと思います。

事務局から資料5の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料5-1を御覧ください。

本剤は、関連企業から「国外で使用する農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、食品安全委員会において厚生労働大臣からの依頼に伴う食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、御審議いただくものです。今回が初回の審議となります。

1ページの概要です。

ピペリジン骨格を有する殺菌剤です。

フェンプロピジンには、光学異性体、R体、S体が存在し、本剤は一対一で混合しているラセミ体です。

構造式、化学名及びCAS番号、物性情報については記載のとおりです。

本剤は、海外では使用されておりますが、我が国においては、農薬登録されておられません。

2ページに、海外における適用の範囲及び使用方法を記載しています。

剤型のECは乳剤の略語です。今回のインポートトレランス申請のあった作物を四角で囲っております。

続いて「3. 代謝試験」です。

植物においては、可食部で10%TRR以上認められた代謝物はなく、主な残留物は親化合物でした。

「4. 作物残留試験」では、分析対象物質はフェンプロピジンとなっており、分析法の概要は記載したとおりです。作物残留試験の結果は、別紙1に記載しております。

3ページに、ADI及びARfDの評価を示しました。

ADIは0.016 mg/kg 体重/day、ARfDは国民全体の集団で3.5 mg/kg 体重、妊婦または妊娠している可能性のある女性では0.1 mg/kg 体重と設定されています。

続いて「6. 諸外国における状況」ですが、JMPRにおける毒性評価は実施されておらず、国際基準も設定されていません。

諸外国においては、記載のとおり、基準値が設定されております。

続いて「7. 残留規制」です。

植物代謝試験においては、可食部に主に親化合物が残留することから、規制対象を親化合物のみとする案としております。

「8. 暴露評価」についても、植物代謝試験の可食部において、親化合物が主に残留し、10%TRR以上残留する代謝物が認められなかったことから、暴露評価対象をフェンプロピジンのみとしております。

5ページに、暴露評価結果を示しました。

長期暴露評価では、EDI試算で最も高い幼小児で0.6%となっております。

短期暴露評価については、各食品の短期推定摂取量は、急性参照用量を超えてはおりません。

続いて、別紙について説明します。

別紙1、作物中残留濃度ですが、6ページに作物残留試験の結果を示します。

基準値の設定の根拠及び暴露評価に用いた作物残留試験に印を付しております。

7ページに、別紙2、基準値案を示します。

作物残留試験の結果から基準値案を設定しております。

はちみつは、「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」の別添3に基づき設定しております。

8ページに、別紙3、長期暴露評価の結果を示します。

先に説明したとおり、幼小児の対ADI比が0.6%で最も高くなりました。

9から11ページに別紙4-1から4-3、短期暴露評価の結果を示します。

国民全体、幼小児及び妊婦または妊娠している可能性のある女性のいずれも問題はありませんでした。

13ページに、基準値答申案を示します。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 穂山部会長 ありがとうございました。

本剤は、本部会において初回の審議となります。

それでは、1ページ目から順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず、1ページ目の概要ですけれども、何か先生方で御意見ありますでしょうか。

よろしいですかね。用途のところは、野田先生、これでよろしいでしょうか。

○野田委員 今回から説明はなしということで、これでよろしいと思います。

○樺山部会長 それでは、2ポツ目の適用の範囲及び使用方法ですが、バナナのところ、インポートトレランスで、こちらは御意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、3ポツで植物代謝試験のところですかね。ここはいかがでしょうか。御意見ありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、4ポツの作物残留試験のところですが、その結果は別紙1ですけれども、いかがでしょうか。

よろしいですか。特に御意見ないでしょうか。

それでは、5ポツのADI及びARfDの評価ですけれども、こちらは食品安全委員会の評価の概要の記載ですが、いかがでしょうか。

ADI、ARfD、よろしいでしょうか。

それでは、7ポツ目以降ですけれども、残留規制、規制対象、こちらも残留規制の対象をフェンプロピジンのみとするということでもありますので、暴露評価対象も同じくフェンプロピジンのみとするということでもあります。よろしいですかね。

あと、暴露評価ですね。暴露評価対象、これも同じですね、暴露評価結果ですね。これは今回、ADI試算で幼少児最大で0.6%ADI占有率であります。

短期暴露評価で、短期推定摂取量、ESTIもARfDを超えていないということでもあります。

別紙1に、作物残留試験の結果が示されているかと思います。

別紙2に、今回のインポートトレランスの基準値案、バナナですかね。あと、はちみつ、基本原則に基づいて0.05、EBPMの基準値案が示されております。

別紙3に、長期暴露評価結果。

別紙4の1、4-2、4-3に、短期暴露評価結果をお示ししているかと思います。

お気づきの点ありますでしょうか、何か御意見ありますでしょうか。

野田先生、どうぞ。

○野田委員 済みません、先ほど用途は、これでよろしいと申し上げたのですけれども、2行目に本剤は、真菌症の防除に用いられているとあるのですが、真菌症というのは、ヒトの感染症に使われますね、作物病害の場合は真菌病のほうがよろしいかと思います。

○樺山部会長 ありがとうございます。

真菌病のほうに御修正をお願いします。

○事務局 では、真菌病に修正いたします。ありがとうございます。

○穂山部会長 そのほか、全体を通して御意見ございませんでしょうか。

よろしいでしょうかね。

それでは、御意見ないようなので、一応その用途のところの真菌症のところを真菌病に直していただいて、それを野田先生に一度確認していただいて、その確認をもって当部の報告とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。もし御異論があれば、御発言いただければと思います。

（「異議なし」と声あり）

○穂山部会長 御意見ないようなので、そのようにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、資料1に戻りまして、農薬イミシアホスの審議を行いたいと思います。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料の1-1を御覧ください。イミシアホスについて説明させていただきます。

農林水産省から残留試験結果の提出とともに、だいこんの根、その他のゆり科野菜及びにんじんについて基準設定依頼がなされたことに伴って御審議いただくもので、4回目の審議になります。

まず「1. 概要」です。イミシアホスは殺虫剤です。

化学名や構造式については記載のとおりになります。

2ページ目を御覧ください。

「2. 適用範囲及び使用方法」ですけれども、2から5ページにかけて、国内での使用方法が記載されております。

3ページ目の四角で囲まれております作物らっきょうの拡大申請、だいこん、にんじんにおいて剤型と使用量の拡大申請がなされています。

次に、5ページ目の3の（1）に、植物代謝試験について記載されています。

トマト、ばれいしょ、だいこんで実施されており、代謝物M2、M5、M6A（抱合体を含む）及びM10が可食部で10%TRR以上認められております。

次に6ページ目、作物残留試験です。

1の分析の概要は記載のとおりで、イミシアホス、代謝物M5、代謝物M6A（抱合体を含む）、代謝物10及び代謝物19（抱合体を含む）が国内で測定されております。

なお、この段の3行目に「オクタデシル」と書いてあるのですが、これは「オクタデシル」のタイプミスです。申し訳ございません、修正させていただきます。

作物残留試験結果については、後ほど別紙で説明をさせていただきます。

7ページ目「5. ADI及びARfDの評価」です。

ADI及びARfDは、ともに前回からの変化はございません。

次に8ページ目「6. 諸外国における状況」です。

JMPRにおける評価がなされておらず、国際基準については設定されていません。

また、米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査しました結果、いずれの国においても基準値は設定されていません。

8ページ「7. 残留規制」ですけれども、残留の規制対象は、イミシアホスのみとしており、前回と同様です。

基準値案は、後ほど別紙2で説明させていただきます。

同ページの「8. 暴露評価」におきまして、暴露評価対象は、規制対象と同じイミシアホスとしており、前回と同様です。

9ページ目「(2) 暴露評価結果」についてです。

長期暴露評価の結果は、一番高い幼小児で、EDI/ADI比が60%となっております。

10ページ目、別紙の1、これが国内の作物残留試験一覧表で、10から11ページ目の網掛けした部分が今回新たに提出された、ばれいしょ、かんしょ、だいこんの根と葉、らっきょう、にんじん、ミニトマト、きゅうり、すいか、メロンの果肉の作物残留試験成績となります。

なお、メロンの果皮及び果実のデータはありません。

13ページ、別紙2に基準値案を示しております。

だいこんの根、らっきょう及びにんじんの試験結果を基に、基準値案を設定しております。

また、なすについては、1圃場2分析値の平均値を用いて計算したために、基準値案が低くなっております。

また、ごぼうについては、登録抹消されたため、基準値も抹消しております。

メロン類果実については、果皮もしくは果実の作残試験成績がないために、従前どおりとしております。

14ページ目、別紙3が長期暴露評価結果でして、一番下の欄にありますように、ADI比、幼小児で60%が一番大きい値となっております。

15ページ目、16ページ目が短期暴露評価結果で、いずれも100%を超えておりません。

19ページ目、これが答申案となります。

事務局からは以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 穂山部会長 ありがとうございました。

本剤は、本部会において4回目の審議です。今回、適用拡大でらっきょう、だいこん、にんじんの適用拡大ということであります。

前回の審議時からの変更点を中心に審議を進めたいと思います。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず、概要は前回からの変更はございません。

適用の範囲及び使用方法、2ページ目以降ですけれども、こちらは、使用の方法のところに変更がありますが、いかがでしょうか。こちらで、特に問題ないでしょうか。

よろしいですか。御意見ないですかね。

それでは、代謝試験です。3ポツ目、これは追記がありまして変更があるということなのですが、いかがでしょうか。どなたか御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、4ポツ目の残留試験、こちらにも追記があるということですがけれども、よろしいですかね。先ほど、6ページ目の3行目ですかね。「オクダ」のところが「オクタ」に変更ということですね。

残留試験のところで、いかがでしょうか。御意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、5ポツ目のADI及びARFDの結果ですがけれども、こちらは変更なしということでもあります。

次に、8ページ目に行って、6ポツですがけれども、こちらの諸外国の状況も変更なしということでもあります。

7ポツも規制対象、残留規制のところですね、ここも特に変更はないですがけれども記載整備がありましたが、特に御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

残留規制対象、イミシアホス、暴露評価対象もイミシアホスということでもあります。よろしいですね。

暴露評価結果、ここは変更ありであります。作物残留試験の結果によって、当然、摂取量が変わってきますので、長期暴露評価の結果では、EDI試算で幼小児最大で60%ADI占有率であります。

短期暴露評価は、短期推定摂取量ESTIは、ARFDを超えていないということでもあります。詳細の結果は、別紙4-1、4-2に示されております。ここはいかがでしょうか、よろしいですかね。

残留試験の結果、別紙1、今回拡大申請のあったもの、あるいは果実のところですかね。網掛けになっているかと思います。

別紙2に行きまして、今回の申請、だいこん、らっきょう、にんじん、こちらの基準値案及びスイカの果実、あとはちみつに基準値案の変更があります。ごぼうの基準値が消えているということですね。よろしいでしょうか。

別紙3に長期暴露評価結果、別紙4-1、4-2に短期暴露評価結果が示されております。

その他、全体を通して、御意見ありませんでしょうか。よろしいですか。

加藤先生、どうぞ。

○加藤委員 記載整備ですが、7ページの分析、ii) 番の文章の上から2行目の「2分する」は漢字の二がよろしいかと思います。

○事務局 はい、訂正させていただきます。漢字の二ですね、分かりました。

○穂山部会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

御意見がないようでしたら、今、加藤先生に御指摘いただいた、7ページ目の「2分する」

の2を漢字表記にさせていただいて、先ほどのオクタのところの訂正は、私のほうで確認しまして、2分の2のほうは、加藤先生一応御確認いただきまして、その御確認いただいた修正をもって、当部会の報告とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御異論があれば御発言いただければと思います。

（「異議なし」と声あり）

○穂山部会長 御意見がないようですので、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次の農薬カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップの審議に入りたいと思います。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップについて御説明いたします。資料2-1を御覧ください。

経緯としまして、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼がなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされました。

その後さらに、適用拡大申請に伴う基準値設定依頼がございましたので、本部会の審議後に食品安全委員会に依頼して、健康影響評価を依頼することとしております。

前回、令和2年8月部会で御審議いただいた剤となります。

「1. 概要」です。

本来は、ネライストキシン誘導体の殺虫剤で、カルタップ塩酸塩及びチオシクラムシュウ酸塩が農薬登録されております。

ベンスルタップについては、昨年11月に農薬登録が失効しておりますが、今回は同じ基準値を設定するグループとして、ベンスルタップも加えて御審議をいただきます。

化学名及びCAS番号、構造式及び物性は、1ページから2ページに記載のとおりで、前回部会の記載を採用しております。

「2. 適用の範囲及び使用方法」です。

カルタップ塩酸塩の使用方法を3ページから12ページに、チオシクラムシュウ酸塩の使用方法を、13ページから14ページに記載しております。

カルタップ塩酸塩で今回適用拡大があった作物は、7ページのかぶ、10ページのみかん、11ページのもも〜ブドウです。

そして、11ページのしそについては、使用時期の変更がありました。

チオシクラムシュウ酸塩については、14ページの葉たまねぎが適用拡大となっており、これらを四角囲みで示しております。

15ページの「3. 代謝試験」については、前回部会から記載を追加し、植物代謝試験においては、カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸塩の試験結果をそれぞれ記載し、家畜代謝試験においては、カルタップ塩酸塩の結果を記載しております。

代謝物等略語一覧、16ページに残留の規制対象及び暴露評価対象となっております代謝

物Aに加え、畜産物の分析対象である代謝物の構造を示しております。

なお、代謝物Kは推定構造となります。

16ページ、作物残留試験についてです。

分析の概要について、前回部会の記載に加えて、今回新たに追加となった作物残留試験の結果と分析方法を追記しております。

それとともに、最近の部会報告書のフォーマットに合わせて記載整備もしております。

18ページ、作物残留試験結果です。

試験成績が追加になった作物は記載のとおりです。詳しくは別紙で御説明いたします。

「5. 畜産物における推定残留濃度」で、こちらは、今回追加となった項目です。

こちらの分析の概要で訂正がございます。

畜産物の分析法については、カルタップ塩酸塩を代謝物Aに変換して測定しているということで、分析対象物質及び分析法の概要のi)の項目ですけれども、そこに代謝物Aというものに（カルタップ塩酸塩を含む。）という記載を追記いたします。

この件につきましては、大山先生、また、分析の担当の堤先生、田口先生、加藤先生、神田先生からも御確認をいただきまして、コメントをいただいております。

メーカーにも確認をしまして、カルタップ塩酸塩の畜産物の分析については、アルカリ条件下の加水分解、酸化の工程は行っていないとのことでした。

続きまして、乳牛の家畜残留試験結果については、19ページにあります表のとおりです。

最大試料由来負荷については、乳牛で2.99 ppmということで、3 ppm投与群の濃度が該当の残留濃度になりますが、推定残留濃度としては、20ページに表2として記載をしております。

「6. ADI及びARfDの評価」ですが、こちらは前回部会と同様です。

22ページに、カルタップ塩酸塩濃度として、グループADIとして0.016 mg/kg 体重/day、ARfDとしては、0.1 mg/kg 体重となっております。

こちらのARfDのところに、カルタップ塩酸塩と記載がありまして、この後ろに、カルタップ塩酸塩換算として、換算の文字を追加させていただきたいと思います。

「7. 諸外国における状況」ですけれども、こちら前回同様で、主要5か国いずれの地域でも基準値は設定されておられません。

「8. 残留規制」です。

残留の規制対象としましては、農産物及びはちみつにあって、カルタップ塩酸塩、チオシクロラムシュウ酸塩、ベンスルタップ、代謝物A及びアルカリ条件下で加水分解、酸化することにより、代謝物Aに変換される代謝物とし、畜産物にあってはカルタップ塩酸塩、チオシクロラムシュウ酸塩、ベンスルタップ及び代謝物Aとしております。

親化合物は代謝物Aに変換して測定することと、農産物については、アルカリ条件下で加水分解、酸化することにより、代謝物Aに変換される代謝物の存在する可能性のあることから、規制対象にはそれらを含めております。

基準値案については別紙でお示しいたします。

9の「(1) 暴露評価対象」については、規制対象と同様ですけれども、農産物にあってはカルタップ塩酸塩、チオシクロラムシュウ酸塩、ベンスルタップ、代謝物A及びアルカリ条件下で加水分解、酸化することにより、代謝物Aに変換される代謝物とし、畜産物にあっては、カルタップ塩酸塩、チオシクロラムシュウ酸塩、ベンスルタップ及び代謝物Aとしております。

代謝試験において10%TRR以上認められた代謝物については、代謝物A以外の代謝物は、暴露評価から除いておりますが、それらの理由については、23ページに記載のとおりとなります。

24ページ、暴露評価結果については、長期暴露評価結果は、一番高い幼少児で24.0%。また、短期暴露評価においてもARFDは超えておりませんでした。

続きまして、別紙について御説明いたします。

カルタップの作物残留試験成績は25ページから29ページ、別紙1-1に、チオシクロラムの作物残留試験成績は30ページから31ページの別紙1-2に示しており、新たに提出のあった試験成績に網掛けをして示しております。

別紙2は、32ページから33ページに示しております。

今回基準値の設定依頼があった食品には、登録の有無の欄に申の文字を記載しております。

また、キャベツ、しゅんぎく、未成熟えんどう、かき、くりにつきましては、先月部会から、作物残留試験の取扱いが若干変わりました、基準値が変更となっております。

別紙3は34から35ページに長期暴露評価の結果、また、別紙4-1と4-2は36ページから37ページで、短期暴露評価の結果を示しております。

40ページから答申案となります。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 穂山部会長 ありがとうございました。

本部会においては、2回目の審議となりますので、前回の審議時からの変更点を中心に審議を行いたいと思います。

事務局からも説明がありましたように、本部会での審議後に、食品健康影響評価の要請を行うということであります。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まずは概要のところですが、こちらは変更点があったということですので、これは化学名とかCAS名のところですか。

○ 事務局 こちらは、前回からの記載を採用しております。

○ 穂山部会長 そうですか。

○ 事務局 はい、変更なく。

○ 穂山部会長 変更はないのですか。

○事務局 はい。

○亀山部会長 分かりました。

では、こちらに御意見はないということで、適用の範囲及び使用方法は、適用拡大ですので変更がありますね、かぶ、もも、ネクタリン、すもも、みかん、おうとう、ぶどう、しそ、あとは葉たまねぎですかね。野田先生、こちらはよろしいですか。

○野田委員 確認しました。これでよろしいと思います。

○亀山部会長 ありがとうございます。

それでは、代謝試験のところですね。15ページですけれども、こちらは追加があるということですね。

○事務局 はい。

○亀山部会長 こちらは、何か御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、作残試験のところですね。分析の先生方からいろいろ御指摘いただいて、畜産物の18ページですね。分析の概要の代謝物Aの後に「カルタップ塩酸塩を含む」を記載するということですね。

よろしいですかね。分析担当の先生方いかがでしょうか、よろしいですか。

特に御意見ないですかね。もし、ほかの点でも何か御意見があれば、よろしいですか。

それでは、畜産物における推定残留濃度、ここも変更があるということですが、ここは、どこに変更があったのでしょうか。

○事務局 前は畜産物に基準値がついていなかったもので、記載が追加となっております。

○亀山部会長 なるほど、こちらよろしいでしょうか。

よろしいですか。

次、6ポツの20ページのADI及びARfDの評価ですが、こちらは変更ないということですよ。よろしいですかね。

それでは、諸外国の状況、7ポツですけれども、こちら変更がありません。

JMPRも毒性評価されてなくて、国際基準も設定されていないということでもあります。

あと、8ポツの残留規制ですけれども、ここも変更がないですが、若干の記載整備があったということでもあります。

よろしいですか。

それでは、暴露評価、9ポツのところですね。23ページ、暴露評価対象ですね。こちら内容には、変更はないのですけれども記載整備があったということでもあります。

○事務局 前回暴露評価は分けていなかったのです。

○亀山部会長 そうですか、前回暴露評価を分けていなかったということですね。よろしいでしょうか、こちらの記載に何か御意見ございますでしょうか。

大山先生、どうぞ。

○大山委員 暴露評価対象のところの「農産物にあっては」の最後の文章の代謝物Kのくだ

りなのですけれども、そこでは、りんごの洗浄液では認められるが、果実の抽出液では認められないというところで、含めないという話になっています。代謝物K自体を含めないということ自体は私も合意しますけれども、りんごの洗浄液で認められるということは、表面残留物を回収した画分だと思うのですけれども、表面残留物は、残留物として考慮しないという読め方もするので、あまり適切ではないように思います。

○事務局 こちらにつきましては、りんごの表面に残留するものも含めて、本当はリンゴの全果実として10%TRRを超えるか、超えないかというのが指標になるのですけれども、今回、たしか14%TRRということで、果肉中には全く残留しないということを考えると、果実トータルでは10%未満になるのではないかと、重量比が分からないので正確な計算ができないのですけれども、表面と果肉の重量比から考えて10分の1よりは小さいのではなかろうかというのを考えますと、10%TRRを下回るのではないかと予想しましたので、外すということになるのですけれども、そこまで記載をしたほうがよろしいですかね、理由としては。

○大山委員 事前確認のときにも、私は説明をしたと思うのですけれども、今おっしゃった14%TRRというのは、全果実での評価をされていますので、そうなってくると、今おっしゃった理由が全く成り立たないということになりますので、もう一度そこはお考えいただけるとありがたいなと思います。

○事務局 14%は、洗浄液中の%TRRと理解していたのですが。

○大山委員 洗浄液に回収された放射能が14%ということで、全て全果当たりで計算されているはずですので。

○亀山部会長 この植物代謝試験のところだと、15ページで、りんご果実、これは全体ということですね、だから（洗浄液）と書いてありますけれども、この10%というのは全体で14%ということですね。

○事務局 ちょっとこのところは、もう一度確認をしまして、記載の仕方については少し御相談させていただければと思っております。

○亀山部会長 ここを含めるか、含めないかになってきますね、そうすると、大山先生、代謝物Kは含めなくてもいいですか。

○大山委員 今、示していただいたところでは、10%TRR以上認められていますので、この記載ですけれども、暴露評価対象には含めないというところで、別の理由があるのではないかなと。

○亀山部会長 なるほど、この記載のところの整備だけ変えれば、暴露評価対象の結果に関しては、特に変更なしでよろしいですかね。

○大山委員 はい、そういうことです。暴露評価に含めないことの理由をもう少し周辺データを見て、適切にやっていただけるといいかなと。

○亀山部会長 分かりました。

ここは、事務局のほうで御検討いただいて、この理由を少し御検討いただくということ

でよろしいですかね、大山先生。

○大山委員 はい、お願いします。

○亀山部会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

全体を通して御意見ございますでしょうか。

ごめんなさい、別紙2に基準値案をお示ししているところでありますけれども、申の文字が、拡大申請があったものであります。よろしいですか。

別紙3に長期暴露評価結果、別紙4-1、4-2に短期暴露評価結果を示されているかと思えます。よろしいですかね。

全体を通して、ほかに御意見ございませんか。

どうぞ。

○大山委員 細かい点で、15ページの上から3行目かな、検出限界というところにカギ括弧がついていますけれども、それは、カギ括弧は要らないのではないかなと思います。

○事務局 はい、修正させていただきます。

○大山委員 それと、もう一点なのですけれども、別紙1-2で、玄米の基準値は、チオシクロラムのデータを採用しているということだったと思うのですけれども、作残の値のところに採用したデータを示す二重丸がないようですので、その付記をお願いいたします。

○事務局 はい、修正させていただきます。

○大山委員 以上です。

○事務局 はい。

○亀山部会長 ありがとうございます。

ごめんなさい、15ページの検出限界のところですか。

○事務局 はい、カギ括弧が要らないと。

○亀山部会長 これが要らないということですね、ごめんなさい。

それで、別紙1-2のどこに二重丸。

○事務局 玄米のところが、チオシクロラムを採用しているので、二重丸が必要ということです。

○亀山部会長 あさつきですか。

○事務局 いいえ、玄米です。二重丸が入っていないという御指摘をいただきました。

○亀山部会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

全体で御意見がないようでしたら、検出限界のカギ括弧あるいは別紙1-2の二重丸のところ、あと先ほどのところですか、カルタップ塩酸塩を含むという畜水産物の分析表の概要のところと、分析対象物質、カルタップ塩酸塩を含む、どうしましょうか、ここは分析の先生方に、まず、分析の概要のところは御確認いただく、暴露評価対象の代謝物Kを入れない理由は、全体の先生方にも御確認が必要だと思いますので、ここは全体に御確認をい

ただいたほうがよろしいと思います。あとは、大山先生に御確認をいただいて、その御確認をいただいたものを当部会の報告とさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。もし御意見、御異論があれば、御発言いただければと思います。

(「異議なし」と声あり)

○穂山部会長　ございませんか。それでは、そのようにさせていただきたいと思いますが、ありがとうございました。

それでは、次の農薬キノメチオナートの審議について行いたいと思います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局　農薬キノメチオナートです。

それでは、資料3-1を御覧ください。

本剤は、適用拡大申請に伴う御審議いただくもので、平成30年の部会以来3回目の審議となります。

1ページの概要です。

キノメチオナートは、キノキサリン系の殺虫剤・殺菌剤です。前回までは、殺ダニ剤・殺菌剤としておりましたが、野田委員より用途に関し、ダニ類以外にコナジラミ類にも殺虫作用を有するので、殺虫剤とするほうが適切ではないかとの御指摘があり、殺虫剤・殺菌剤としました。

化学名、構造式は記載のとおりです。

続いて、2ページから項目2、適用の範囲及び使用方法を記載しています。

適用拡大申請がなされている作物の剤型に四角囲いをしています。

4ページ、項目3、代謝試験です。

植物代謝試験において、可食部で主な残留物は親化合物で、10%TRR以上認められた代謝物はありませんでした。

続いて、その下の項目4、作物残留試験です。

追加データに関する分析法で、n-ヘキサンに転溶後、アセトニトリル/ヘキサン分配を行わない場合がありますので「必要に応じて」を下から2行目に追加しました。

5ページ、項目5、ADIとARfDの評価です。前回からの変更はありません。

続きまして、6ページ、項目6、諸外国における状況です。

JMPRにおける毒性評価が行われていますが、国際基準は設定されていません。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていません。

次に項目7、残留規制です。

規制対象は前回と同様に、キノメチオナートのみとしました。

選定理由は記載のとおりです。

その下の項目8、暴露評価です。

暴露評価対象につきましても前回の部会と同様で、キノメチオナートのみとし、選定理

由は記載のとおりです。

食品安全委員会も食品健康影響評価において、農産物中の暴露評価対象物質をキノメチオナート（親化合物のみ）としています。

続きまして、暴露評価結果です。

長期暴露評価のEDI試算により、一番高い幼少時で25.3%に収まっております。

6月の部会から平均値ではなく、STMRを評価に使用しております。

7ページの短期暴露評価では、国民全体、幼少時のそれぞれにおける摂取量は、急性参照用量（ARfD）を超えていません。

国内の作物残留試験成績が8ページから10ページの別紙1に示してあり、今回新たに提出された作物残留試験成績には網掛けをしております。

温州ミカンのデータは計算値で、注釈2、3に説明を示しております。

11ページの別紙2が基準値案となっており、変更のあった値は太枠で囲んであります。

きゅうりとその他のスパイスはOECD計算の見直しにより修正しました。

かぼちゃは拡大申請に伴う変更です。

すいか、メロン及びみかんは、検査部位変更に伴う変更です。

かきは農薬登録から削除されていますので、基準値を作成しました。

レモンとライムは、かんきつ類の小粒種から設定しております。

かんきつ類において、みかんのPHIのみ異なるので、オレンジの基準値は夏みかんから設定しております。

また、その他のかんきつ類は、同一のPHIのうちで残留濃度が高い夏みかんから設定しております。

続きまして、12ページの別紙3に長期暴露評価の結果です。

13ページから14ページの別紙4-1、4-2に短期暴露評価の結果を示しています。

最後の17ページからが答申案となっています。

事務局からの説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 樺山部会長　ありがとうございました。

本剤は、本部会において3回目の審議となります。前回の審議時からの変更点を中心に審議を進めます。

事務局から説明があったとおり、本部会の審議後に、食品健康影響評価の要請を行うということであります。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず、概要ですけれども、こちらは用途のところで、野田先生から御指摘があって、殺ダニ剤を殺虫剤に変更があったということですね。こちらの記載は、よろしいですか。

それでは、適用の範囲及び使用方法、2ページ目以降なのですが、今回は適用拡大で、カボチャのみですかね、使用方法、剤型が異なったものが拡大申請ですかね。よろしいですか、こちらは御意見ありますでしょうか。

どうぞ。

○野田委員 2ページの見出しのところなのですけれども「散布(使用) 液量(目安)」になっています。これは、実は、常温煙霧という使用方法があるために、使用量なので、ここはこういう形になっています。

3ページのほうには、常温煙霧がないので、事務局案を確認させていただいたときに、こちらは、使用はなしでいいのではないですかと申し上げたのですが、別の剤の検討のときに、今回のこの表は、一続き一連の表なので、見出しは統一させていただきたいとおっしゃって、それはそのとおりだと思いましたので、せっかく直していただいたのですけれども、3ページのほうも見出しを統一ということであれば、こちら2ページと同じ(使用)を入れたほうが、表としては統一が取れるのかなと思います。

以上です。

○亀山部会長 ありがとうございます。

では、これは2ページと同じ表示にしますか「散布(使用) 液量(目安)」と。

○野田委員 はい、統一するということであれば、そのほうがいいと。

○亀山部会長 統一するほうがよろしいですか。

○野田委員 はい。

○亀山部会長 では、それでよろしいですか。

○事務局 承知いたしました。ありがとうございます。

○亀山部会長 そのように修正をお願いいたします。ありがとうございます。

次に、代謝試験のところですね。4ページ目のほうの代謝試験ですけれども、こちらは追記があるということですが、いかがでしょうか。御意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、4ポットの作物残留試験のところですが、こちら、先ほどの御説明で「必要に応じて」というところを加えた以外に追記はありますか、特にないですか。

それでは、5ポットのADI及びARfDの評価のところですが、こちらは変更がございません。

次、諸外国における状況ですけれども、6ページ目の6ポットですけれども、こちらはJMPRに変更があるということですね。

○事務局 JMPRには特に変更はありません。

○亀山部会長 変更はなしですね。

7ポットですけれども、規制対象、こちらは変更ないということであります。

残留の規制対象及び暴露評価対象ともに、キノメチオナートとするということであります。

それでは、暴露評価対象、暴露評価結果、こちら同じですね。こちらは変更があるということですか、暴露評価結果には変更があるということですね。

適用拡大によって、暴露評価結果は、EDI試算が変わったということですね。

○事務局 数値的には変わっております。

○亀山部会長 25.3%ADI占有率ということですね。短期暴露評価も、短期推定摂取量ESTIがARfDを超えていないということですね。

別紙1に申請があったものの作物残留試験の結果及び果実の全体のところですかね。作物残留試験の結果。

別紙2に申請のあったかぼちゃ、すいか、メロン、みかんの修正ですかね。あと、登録が抹消されたのは、かきですね。あとは、分類のことで変更があったということですね。果実を大、中、小の分類ということでしょうか。

○事務局 そうですね。

○亀山部会長 よろしいですかね。

別紙3、長期暴露評価結果、別紙4-1、4-2に短期暴露評価結果ということであります。

全体を通して、御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、次は、先ほどの3ページ目ですね、散布の液量のところの記載ですかね、この統一、一応、野田先生に御確認いただきまして、その野田先生の御確認をもって、当部会の報告とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。御異論があれば、御発言いただければと思います。

（「異議なし」と声あり）

○亀山部会長 御意見ないようですので、そのようにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、農薬1-ナフタレン酢酸の審議に入りたいと思います。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 農薬1-ナフタレン酢酸について説明します。資料4-1を御覧ください。

適用拡大申請及びインポートトレランス（IT）申請に伴う基準値設定について御審議いただくもので、令和4年1月の厚生労働省での部会に続き、今回が5回目の審議となります。

なお、本剤は本部会での審議後に、食品安全委員会に対して食品健康影響評価の要請を行うこととしております。

「1. 概要」です。

品目名は、1-ナフタレン酢酸及びナトリウム塩の1-ナフタレン酢酸ナトリウムに、米国のカリウム塩の1-ナフタレン酢酸カリウム及びエチルエステルの1-ナフタレン酢酸エチルを追加しています。

農薬に分類され、用途は植物成長調整剤になります。

化学名、次のページの「構造式及び物性」は記載のとおりですが、1-ナフタレン酢酸エチルについて、水溶解度 1.05×10^{-1} g/L（25℃）、それから、分配係数 $\log_{10}P_{ow} = 3.36$ を追記します。

続いて、3ページから「適用の範囲及び使用方法」で「（1）国内の使用法」を記載し

ております。

6月の部会から適用表の体裁を作物ごとに剤型をまとめるように変更しております。

4ページ一番下の四角囲みをしている茶が、今回適用拡大申請されているものです。

6ページに、海外の使用方法で、IT申請のあったオリーブ、アボカドの使用方法を記載しております。

次に「3. 代謝試験」です。

植物代謝試験の概要を記載しております。

特に前回部会からの変更はありません。

代謝物略称一覧にあるとおり、代謝物Hは、1-ナフタレン酢酸の抱合体、代謝物I、Jは、1-ナフタレン酢酸水酸化体の抱合体になります。

6ページ「4. 作物残留試験」です。

分析対象物質は、1-ナフタレン酢酸（抱合体を含む。）で、分析法は記載のとおりで、今回、茶の分析法を追加しております。

7ページ、海外の分析法を追加しました。

国内作物残留試験の結果の概要は別紙1-1、海外作物残留試験の結果は別紙1-2に示しておりますが、後ほど説明します。

続いて、ADI及びARfDの評価、それから8ページの「6. 諸外国における状況」については、前回部会から変更はありません。

続いて「7. 残留規制」です。

残留の規制対象は、代謝物Hを含めた、1-ナフタレン酢酸（抱合体を含む。）で、前回からの変更はありません。

基準値案は別紙2で、後ほど説明します。

「8. 暴露評価」です。

暴露評価対象物質は、代謝物Hを含めた1-ナフタレン酢酸（抱合体を含む。）で、前回からの変更はありません。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物中の暴露評価対象物質を1-ナフタレン酢酸（ナトリウム塩及び抱合体を含む。）としています。

長期暴露評価では、ADIが1-ナフタレン酢酸ナトリウムとして0.15 mg/kg 体重/dayに設定されていることから、分子量比の0.89を用いて、1-ナフタレン酢酸に換算した値0.13 mg/kg 体重/dayを用いてEDI試算をした結果、ADI比は最大の幼小児で2.7%でした。

詳細については別紙3になります。

次に「短期（1日経口）暴露評価」です。

ARfDも1-ナフタレン酢酸ナトリウムとして設定されているので、1-ナフタレン酢酸に換算し、短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、国民全体1歳以上及び幼小児1から6歳のそれぞれにおける摂取量は、急性参照用量（ARfD）を超えてはいませんでした。

詳細は別紙の4-1、4-2になります。

10ページの別紙の1-1が、国内の作物残留試験の結果です。

11ページの茶が今回適用拡大で追加されました。

12ページの別紙1-2が、米国のIT申請のあったアボカドとオリーブです。

13ページ、別紙2が、基準値案を示しております。

グレープフルーツは、小型かんきつを参照して基準値を設定していましたが、今回、大型かんきつのなつみかんを参照する案としております。

マルメロ、おうとう（チェリーを含む。）は、初回審議の暫定基準の見直しで、米国の基準を参照して設定されていましたが、国内登録がなく、有効な試験データがないため、削除いたします。

アボカドとその他の果実の米国のオリーブで、今回IT申請があったもので基準値を設定しています。

茶は、今回、適用拡大申請があったもので、作物残留試験成績より基準値を設定しています。

はちみつは、「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」の別添3に基づき、基準値を設定しております。

14ページの別紙3が長期暴露評価の詳細です。

15ページ、短期暴露評価の国民全体、16ページが、幼小児で、いずれもESTIがARfDを超えていませんでした。

最後に、19ページが答申案になります。

事務局からの説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○亀山部会長 ありがとうございました。

本剤は、本部会において5回目の審議となりますので、前回の審議時からの変更点を中心に審議を進めたいと思います。

事務局から説明がありましたように、本部会の審議後に、食品健康影響評価の要請を行うということであります。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まずは、概要のところですが、先ほど御説明がありましたように、1-ナフタレン酢酸エチルの水溶解度と分配係数に追記があったということですか。

○事務局 はい。

○亀山部会長 もう一度、お願いできますか。1-ナフタレン酢酸エチル。

○事務局 その水溶解度が 1.05×10^{-1} g/L (25℃) になります。

それから、分配係数のほうが、 $\log_{10}Pow = 3.36$ になります。

○亀山部会長 これは、特にpHの条件はないということですね。

○事務局 はい、記載がありませんでした。

○亀山部会長 では、それ以外では、追加はなかったと。

○事務局 はい。

○亀山部会長 よろしいでしょうか。

概要は特になければ、次の適用の範囲及び使用方法ですけれども、変更ありということですが、これは拡大のところですね。お茶と、オリーブ、アボカドはインポートトレランスですね。

野田先生、こちらは散布液量の目安という言葉で書かれていますけれども、ここは、これでよろしいですか。

○野田委員 こちらは、散布剤のみですので、散布液量で大丈夫です。

○亀山部会長 分かりました。では、これはこのままの記載にいたします。

次に3ポツの代謝試験のところですが、ここは特に変更ないということですのでよろしいですか。

○事務局 はい。

○亀山部会長 次に、4ポツですか、作物残留試験のところですが、ここは追加があるということで、これは海外のところですかね。

○事務局 国内のお茶が加わりました。それと海外になります。

○亀山部会長 いかがでしょうか、こちらは御意見ございますでしょうか。

海外の試験法だと、ほとんど抱合体になっているので、水で抽出した後に加水分解して、ジクロロメタン転用ということなのですね。

○事務局 はい、そうです。

○亀山部会長 よろしいでしょうか。

それでは、5ポツのADI、ARfD、ここは変更なしということであります。

それで、6ポツですが、こちらの諸外国における状況も変更なしであります。

規制対象、こちらは、記載整備がありますが、内容には変更ないということであります。よろしいですかね。

それでは、暴露評価結果のところですが、こちらは、一応、適用拡大していますので、評価結果に関しては、当然変わっていますね。

○事務局 はい。

○亀山部会長 それで、ADI試算で2.7%ADI占有率、よろしいですかね。

短期暴露評価ですが、短期推定摂取量、ESTIはARfDを超えていないということで、よろしいですかね。

○事務局 はい。

○亀山部会長 別紙1-1の作残試験のお茶に網掛けがしてあります。

別紙1-2にインポートトレランスのアボカドとオリーブの結果、別紙2に、基準値案ですか、お茶とITのところですかね。あとは、登録がなくなったものとはちみつでしょうか。

○事務局 はい。

○亀山部会長 よろしいですか。

別紙3に長期暴露評価結果、別紙4-1と4-2短期暴露評価結果の結果が示されていると思

います。よろしいですか。

では、その他全体を通して御意見ございますでしょうか。

瀧本先生、どうぞ。

○瀧本委員 済みません、細かいことなのですが、5ページのアボカドでの使用方法のところが「white latex paint（下処理剤）で」と書いてあって、先ほどの別紙1-1のところも、使用方法が書いてあったと思うのですが、あそこは何か、Interior latex paintとなっていて、これは、同じものなのでしたか。

○亀山部会長 これは、野田先生、いかがでしょうかね。whiteとInteriorですか。

○野田委員 そうですね、多分、同じものだと思うのですが、確認していただいて、どちらかに表記は統一したほうがいいかなと思います。

○亀山部会長 なるほど、これは確認していただけますか、それで確認して、どちらかに統一していただいて、瀧本先生と野田先生に確認をいただこうかなと思っています。

○事務局 分かりました。

○亀山部会長 瀧本先生、それでよろしいでしょうか。

○瀧本委員 はい、よろしくお願いします。

○亀山部会長 よろしくお願いします。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、御意見がないようでしたら、先ほどの用途のところのオリーブですね、IT申請のところのオリーブで、使用方法で、5ページのwhite latex paintのところですね。

あと、別紙1-2のアボカドのところのInterior latex paintの記載の御確認と統一を、野田先生と瀧本先生に御確認していただきまして、1-ナフタレン酢酸エチルの追記は、私のほうで確認させていただきまして、その確認をもって当部会の報告とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御異論があれば御発言いただければと思います。

（「異議なし」と声あり）

○亀山部会長 それでは、御意見ないようですので、そのようにさせていただきたいとします。ありがとうございました。

ここで少し休憩の時間を取りたいと思いますが、私の時計だと、3時23分なので、けれども、どうですか、33分まで休憩をしていただければと思います。よろしくお願いします。

（休 憩）

○亀山部会長 33分になりましたので、お戻りでしょうか。

では、後半を始めたいと思います。

それでは、農薬フルオピラムの審議に入りたいと思います。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 資料6-1を御覧ください。

本剤は、農薬取締法に基づく適用拡大申請及び関連企業から「国外で使用する農薬等

に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴いまして、食品安全委員会において厚生労働大臣からの依頼に伴う食品健康影響評価がなされました。

その後、当時のIT申請は取り下げられまして、今回新たにIT申請がなされております。新たなIT申請の内容については、本部会での審議の後に食品安全委員会に対して食品健康影響評価を依頼することとしております。

厚生労働省での部会に引き続き、本部会4回目の審議となります。

1ページ目の概要を御覧ください。

ピリジルエチルアミド系の殺菌剤及び殺線虫剤です。

前回から殺線虫剤の記載を追加しております。

化学名、構造式等については記載のとおりです。

次に、2ページ目から適用の範囲及び使用方法です。

拡大申請がなされました、かんしょの使用方法などに四角囲みとしております。

また、5ページ目から海外の使用方法になりますけれども、穀類及び根菜類に係る残留基準の設定依頼がなされておりました、それらの作物に四角囲いをしております。

続いて、8ページから代謝試験の記載になりますが、作物代謝試験及び家畜代謝試験の記載を追記しております。

また、代謝物略称一覧についても記載を追記しております。

10ページに残留試験の分析対象、残留の規制対象及び暴露評価対象としております代謝物について構造式を明記いたしました。

次に「4. 作物残留試験」です。

国内分析対象物質は、親化合物フルオピラムと、代謝物M21、代謝物M37、代謝物M40となっております、前回から変更はございません。

分析法の概要については、記載のとおりです。

国内のフルオピラムの分析法については、やまのいもの試験の分析法について、フルオピラムの分析法の概要に追記しております。

海外も同様に分析代謝物質は、親化合物フルオピラムと代謝物M21、代謝物M37、代謝物M40となっております。

12ページ、分析法の概要は、記載のとおりとなっております。

今回、国内と海外の試験方法を分けて記載整備をしております。

続いて「(2) 作物残留試験結果」です。

国内の作物残留試験については、かんしょ、やまのいも、ごぼう及びしょうがの試験成績を追加しております。

試験成績の概要を別紙1-1に示しております。

海外作物残留試験については、小麦、大麦及びなたねなどの試験成績を追加しております。

試験成績の概要を別紙1-2に示しております。結果については、後ほど御説明させていただきます。

次に「5. 畜産物における推定残留濃度」です。

分析対象物質は、フルオピラムと代謝物M21、代謝物M02、代謝物M03です。

分析法の概要については、記載のとおりです。

続いて「(2) 家畜残留試験」についてです。

乳牛及び産卵鶏を用いた残留試験が実施されておりました、14ページの表1、16ページの表2に、試料中の残留濃度をお示ししております。

今般のIT申請の内容を踏まえまして、記載を更新しております。

17ページに推定残留濃度が、牛、豚及び鶏について、最大及び平均的飼料由来負荷と家畜残留試験の結果から、畜産物の推定残留濃度を算出し、最大残留濃度は、フルオピラム及び代謝物M21の推定残留濃度を示しております。

平均的な残留濃度は、フルオピラム、代謝物M21及び代謝物M02並びに代謝物M03の濃度の合計濃度で示しております。

結果は、表の3-1、3-1a、3-1b及び3-2にお示ししております。

続きまして「6. ADI及びARfDの評価」です。

前回と変わっておらず、同じ評価となっております。

18ページの「7. 諸外国における状況」です。

国際基準、主要5か国について基準値が設定されております。

続きまして「8. 残留規制」です。

残留の規制対象について、農産物及びはちみつにあつてはフルオピラムのみとし、畜産物にあつてはフルオピラム及び代謝物M21とする案としております。

選定理由は記載のとおりです。

基準値案については、後ほど御説明いたします。

19ページ「9. 暴露評価」になります。

今回新たに暴露評価対象について記載を加え、農産物にあつてはフルオピラムのみとし、畜産物にあつてはフルオピラム、代謝物M21、代謝物M02及び代謝物M03とする案としております。

選定理由については記載のとおりです。

次に、暴露評価結果です。

長期暴露評価は、EDI試算で最も高い幼小児で70.5%となっております。

短期暴露評価については、各食品の短期推定摂取量は急性参照用量を超えておりません。

21ページを御覧ください。

別紙1-1、国内の作物残留試験一覧表で、かんしょの拡大申請がなされたもの、やまのいも、ごぼう、しょうがについては、追加試験がなされておりました、23ページ、別紙1-2、米国の作物残留試験一覧表の小麦、大麦、ソルガム、さとうきび及びなたねについて、新

たに提出された作物残留試験成績を網かけにて示しております。

続いて、26ページの別紙2の基準値案を御覧ください。

登録の有無の欄の申の記載にあるものが、今回、基準設定依頼がなされたもの、ITの記載があるものは、海外で設定されている基準値を参照するもの、国際基準の設定や本基準を見直したものについては、いずれも太枠で示しております。

登録の有無の○については、国内において登録等があるものをお示ししております。その○の横にセクションマークをつけている食品につきましては、農薬の登録の失効が予定されているため、国内の使用方法の残留を考慮しておりません。

穀類について、国際基準の基準値の根拠となっている米国の作物残留試験成績を確認しております。

畜産物につきましては、※印の3の注釈を記載しておりまして、国際基準がありますけれども、国際基準をそのまま設定はせずに、IT申請の内容を踏まえまして、EU及びカナダの基準値の根拠となる飼料由来負荷から残留濃度を推定しまして、基準値案を設定する案としております。

陸棲哺乳類の牛については、カナダの飼料由来負荷の値を用いて推定残留濃度を計算し、また、豚については、反芻動物と分けて基準値を設定している国の中で一番高い飼料由来負荷を用いて、鶏については、主要5か国中で最も高いEUの飼料由来負荷を用いて推定残留濃度を推定しております。

30ページの別紙3、長期暴露評価の結果をお示ししております。

31ページ、別紙4-1の短期暴露評価について、食品名にアスタリスクをつけております、さといも、やまいも、キャベツ、たまねぎ、にんにく、かぼちゃ、メロン、しょうが、りんご、日本なし等については、FAOマニュアルの考え方に従いまして、同一圃場の2つの実測値の高いほうを採用したため、別紙2の作物残留試験成績の最高残留濃度HRとは異なる値となっております。

これらは、米国の作物残留試験成績の同一圃場から、2試料のうち高い値を評価に用いた値として入力しており、注釈を記載しております。

36ページから答申案をお示ししております。

事務局からの説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○亀山部会長 ありがとうございました。

本剤は、本部会において4回目の審議となりますけれども、前回の審議時からの変更点を中心に審議を進めます。

事務局から説明がありましたように、本部会での審議後に、食品健康影響評価の要請を行うということでもあります。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

1ページ目の概要ですけれども、用途の追記があるということですが、殺線虫剤の追記ということですね。

こちらは、野田先生、よろしいですかね。

○野田委員 はい、用途はこれでよろしいと思います。

○亀山部会長 それでは、2ページ目の適用の範囲及び使用方法ですけれども、今回の適用拡大は、穀類、ソルガム、これはITですね、国内は、2ページのかんしょですか、こちらは、いかがでしょうか。

どうぞ。

○野田委員 3ページが一番上ですけれども「-：規定されていない項目」は、2ページの一番下にあるものが、多分ずれてきたのだと思うので、2ページの最下行に移していただければと。

○亀山部会長 なるほど。

○野田委員 それと、ついでですので、2ページの一番最下行の脚注を見ていただくと、配合剤の1と2を並列で並べられているのですけれども、ほかの報告書案などでは、配合剤は行を変えて記載されていますので、報告書案としての体裁を整えるという意味では、ここも2行に分けていただいたほうがいいのかと思います。

以上です。

○亀山部会長 済みません、ついていけなかったのですけれども、配合剤のところですか。

○野田委員 配合剤1ですね、それで、行を変えて、配合剤2としていただくと、例えば、今回ですとか、カルタップなどはそうなのですけれども、今まで、これも報告書案の配合剤という表現を使うようになってからは、そのような記載になっていますので、同じように行を変えていただいたほうが、体裁として統一できるかなと思います。

○亀山部会長 では、こちらは御修正いただきますでしょうか。よろしくお願いします。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、代謝試験ですね、8ページ目の3ポツですけれども、こちらは変更がないということでしょうか。

それでは、残留試験、10ページ目ですけれども、4ポツ、こちらは追加があるということですが、これは、今回の拡大のところの分析の追加ということでしょうか。

○事務局 はい。

○亀山部会長 こちらは、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ADIですね、今回畜産のところが結構追加になっていますけれども、よろしいですか。

それでは、ADIは、18ページ、17ページの下からですけれども、こちらは変更なしですね。

諸外国における状況、これは7ポツ、18ページですけれども、変更なし。

規制対象、残留規制ですけれども、残留の規制対象は、変更なしでよろしいですか。

暴露評価対象、こちらでも変更なしですかね。

長期暴露評価結果ですが、こちらはEDI試算で、幼小児最大で70.5%ADI占有率、あと、

短期暴露評価では、短期推定摂取量ESTIはARfDを超えていないということでもあります。

別紙1-1、1-2に作物残留試験の結果が示されています。網掛けに今回申請があったものを示しているということでもあります。

別紙2、これも少し多いのですけれども、IT申請があったもの、基準値案に変更があります。

また、国際基準になったものでしょうか、あとは、国内の登録が消えたものは、基準値案がなくなっている。

○事務局 登録の削除が予定されているものということです。

○亀山部会長 削除が予定されているものということでもあります。

パースニップとか、その他のせり科野菜は、もう削除になっているという理解でいいですか、ピーマンとかなすとか、これらは特に登録がないという理解でいいですか。

○事務局 もともとは、パースニップ、その他のせり科野菜は基準の根拠となるものがないということで、削除するというようにしております。

○亀山部会長 基準値の現行があったということですね。

○事務局 はい。

○亀山部会長 ほかは、よろしいですか。

あとは、カナダあるいはEUの畜産に関しては、カナダ、EUのほうが高かったということですかね、ITですか。

○事務局 そうです。国際基準をそのままつけることはせずに、カナダやEUの結果を持ってきたということです。

○亀山部会長 よろしいですか。

そして、別紙3に長期暴露評価結果、別紙4-1、4-2に短期暴露評価結果を示されております。

全体を通して御意見ございますでしょうか。

折戸先生、どうぞ。

○折戸委員 表の3-1b、表の3-2についてですけれども、脂肪を見てみますと。

○亀山部会長 先生、何ページでしょうか。

○折戸委員 ごめんなさい、17ページです。

表の3-1b、表の3-2です。脂肪を見てみますと、最大残留濃度のほうが平均よりも少ないという結果が出ていると思うのですけれども、これは、代謝物が最大残留濃度と、平均的な残留濃度で入れているのと、入っていないのがあるから、こういう結果になっていると思うのですけれども、今、これに気づいたところなのですが、これは、どうして代謝物が、平均的な残留濃度のほうが多く含まれているのでしょうか。

今の豚のところの脂肪で、括弧が平均ですから0.042が平均で、最大が0.040となっていますね。最大のほうが少ないとなっているので、説明を見ますと、含まれる代謝物が、上段と下段が違うというのは理解したのですけれども、どうしてそれが違うのかなというところ

ころが分からなかったもので、教えていただければと思いますが。

○亀山部会長 これは、記載の間違いではなくて、こういう結果だったということですね。

○事務局 そうですね。別途先生に、ここの記載の根拠をお示ししまして説明するという
ことでいかがでしょうか。

○亀山部会長 理由があるということですか。

○事務局 はい。データがそうになっておりまして、こういう記載をさせていただいている
のですけれども、そこの根拠のところをお示しするということで。

○亀山部会長 これは、もしかしたら大事なことなので、委員の先生方に一応理由が必要
だと思うのですね。

○事務局 記載については間違いはないと思っておりますので、その記載の根拠となるもの
を委員の先生方にもお示ししたいと思っています。

○亀山部会長 それは、記載を書くということではなくて、理由だけということですね。

○事務局 必要があれば。

○亀山部会長 分かりました。

折戸先生、それでよろしいですか。

○折戸委員 そうですね、豚と、あとその下の鶏も脂肪のところ、やはり最大のほうが
少ないので、理由があるとは思いますが、その理由を教えていただければと思いまし
た。

以上です。

○亀山部会長 ありがとうございます。

ほかは、よろしいですか。いかがでしょうか。

ございませんか。

それでは、御意見がないようでしたら、先ほどの用途のところの表のところ、ページが
2ページと3ページにまたいでしまっているところの修正及び配合剤のところの記載整備の
ところ、ここは、一応、野田先生に確認していただくということ。

あと、先ほどの17ページ、こちらは、やはりどうして平均的な残留濃度よりも最大残留
濃度のほうが低いのか、ここの根拠、表の3-1bと表の3-2の脂肪ですね、ここの御説明を委
員の先生方に、一応、理由をお示しいただきまして、必要であれば、記載を追記してい
たということ、先生方に御確認いただきまして、その確認していただいた資料の修正
をもって、当部会の報告とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。もし
御異論があれば、御発言いただければと思います。

(「異議なし」と声あり)

○亀山部会長 はい、そのようにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
た。

それでは、農薬マンジプロパミドの審議に入りたいと思います。事務局から資料の説明
をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料7-1、マンジプロパミドについて御説明いたします。

本剤は、農薬取締法に基づく適用拡大申請及び関連企業からのインポートトレランス申請に基づき、残留基準の設定要請がなされたことに伴い、御審議をいただくもので、6回目の審議となります。

なお、本部会での審議の後に、食品安全委員会に対して食品健康影響評価を依頼することとしております。

1ページ目「1. 概要」です。

本剤は、マンデル酸アミド系殺菌剤です。

化学名、構造式及び物性は記載のとおりとなっております。

2ページ目に「2. 適用の範囲及び使用方法」です。

国内で適用拡大申請がなされている、5ページのはなやさい類、インポートトレランスの申請のあった6ページの米国の塊茎及び球茎野菜、7ページのブラジルのパパイヤに四角囲みをしております。

なお、先ほど大山先生から、うり科野菜類についても、IT申請があるので、四角囲みが必要なのではないかという御質問がありました。この件につきましては、後ほど調べて、御回答をしたいと思います。

7ページ目「3. 代謝試験」に関しまして、可食部で10%TRR以上認められた代謝物は、植物では代謝物S、ばれいしょ、畜産物では代謝物B、産卵鶏の卵、代謝物C、泌乳山羊の腎臓及び産卵鶏の肝臓、代謝物R、産卵鶏の筋肉及び卵黄となります。

代謝物略称一覧は、分析対象となっている代謝物やその構造式を示しています。

8ページ目「4. 作物残留試験」です。

分析対象物質は、マンジプロパミド及び代謝物Sです。

分析方法は記載のとおりで、作物残留試験が新たに提出されたことに伴い、前回から一部記載を追記しております。

作物残留試験の結果を、別紙1-1から1-4に記載しており、詳細は別紙の項で後ほど説明いたします。

9ページ目「5. 畜産物における推定残留濃度」に関しまして、家畜残留試験は実施されておりましたが、泌乳山羊及び産卵鶏における代謝試験が実施されております。

試験の概要は記載のとおりで、今回、原著を参照して記載を整備しております。

10ページ目「6. ADI及びARfDの評価」に関しまして、こちらは、前回から変更はなく、ADIは0.05 mg/kg 体重/day、ARfDの設定の必要なしと評価されております。

11ページ目「7. 諸外国における状況」は、前回からの記載のとおりで、JMPRにおいて評価されており、国際基準が設定されております。主要5か国において、こちらに記載のとおり、それぞれ基準値が設定されております。

8. 基準値案です。

残留の規制対象は、マンジプロパミドのみとしております。

植物代謝試験において、主な残留物は親化合物であり、作物残留試験においても親化合物の残留が認められ、分析の指標として親化合物のみで十分であり、畜産物についても、家畜代謝試験で10%TRR以上認められた代謝物B、代謝物C及び代謝物Rは、最大飼料由来負荷及び平均的飼料由来負荷の値では、残留濃度は極めて低いと推計されるため、規制対象はマンジプロパミドのみとしました。

暴露評価対象に関しましても、一部の作物残留試験において分析が行われております代謝物Sは残留濃度が低かったこと、家畜代謝試験で10%TRR以上認められた代謝物B、代謝物C、代謝物Rは、最大飼料由来負荷及び平均的飼料由来負荷の値では、残留濃度は極めて低いと推計されるため、暴露評価対象はマンジプロパミドのみとしております。

11ページ「9. 暴露評価」です。

長期暴露評価では、EDI資産により一番高い幼小児で28.2%のADI比となっております。

13ページから別紙の1-1、国内における作物残留試験一覧で、網掛けとなっている箇所が、ブロッコリーの作物残留試験結果で、1圃場が追加となります。

15ページから別紙1-2、米国における作物残留試験一覧で、ばれいしょの作物残留試験結果を追加し、網掛けとしております。

19ページから別紙1-4、ブラジルにおける作物残留試験一覧は、今回IT申請により新しく提出されたパパイアの作物残留試験結果となります。

20ページ目から別紙2となります。

登録有無の欄に申の記載のあるものが、追加拡大申請に基づく、基準値設定依頼がなされた作物で、ITの記載があるものが、今回、インポートトレランス申請に基づく、基準値設定依頼がなされた作物となります。

なお、国際基準の変更により、たまねぎ及びその他ゆり科野菜の基準値が変更となっております。

23ページが別紙3、長期暴露評価、27ページからが、答申案となります。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 樺山部会長　ありがとうございました。

本剤は、本部会において6回目の審議となりますので、前回審議時からの変更点を中心に審議を進めます。

事務局からの説明があったとおり、本部会の審議後に食品健康影響評価の要請を行うとのことです。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず、1ページ目の概要ですけれども、こちらは前回と変更がないということであります。

2ページ目以降の適用の範囲及び使用方法は、追加がありましたね、はなやさい類ですかね、適用類としては、あと、海外で大山先生から何か御指摘があったということですか。

○ 事務局　そうです。

○ 樺山部会長　そこは、どこでしょうか。

○事務局 6ページ目の米国の適用で、うり科野菜の欄になります。

○亀山部会長 うり科野菜全部ということですか。

○事務局 そうです。

○亀山部会長 はい。ほかは。

○事務局 ほかは、米国についてないですね。

○亀山部会長 はい。

ここを四角囲みにするということですか。

○事務局 いや、内容を検討して。

○亀山部会長 中身も変更がありましたか。

○事務局 いいえ、そうではなくて、前から同じ作残が出ていて、その基準値のつけ方が少し違っているようなので、また確認して御回答したいと思います。

○亀山部会長 用途の内容が少しおかしいということですか。

○事務局 基準値の基準設定のときに採用している。

○事務局 体裁が、今回、枠囲みをするかどうかの事実関係を確認すると。

○亀山部会長 なるほど。

それでは、そこは、一応まずは事務局のほうで御確認いただくということで。

○事務局 はい。

○亀山部会長 それでは、3ポツのところですけども、これは代謝試験ですが、こちらは、前回はなかったという理解でいいですか、記載があったけれども、整備があったということですか。

○事務局 記載をしております。

○亀山部会長 記載に変更があったということですね。

○事務局 はい。

○亀山部会長 そこは見ていただいたという理解でよろしいですか。

○事務局 はい。

○亀山部会長 御意見ございますか。

よろしいですか。

それでは、8ページ目の4ポツにおいては、残留試験ですけども、こちらは追記ありということですけども、こちらは、今回の作物残留試験の申請があったものの分析法という理解でよろしいですか。

○事務局 はい、そうです。

○亀山部会長 こちらは、御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、畜産物の残留試験濃度、こちらは変更ないということであります。

ADI評価、こちらは10ページの下、後半からですけども、6ポツ、こちらは、ADI、ARfDは変更なしということであります。

それでは、7ポツ、11ページの諸外国における状況、こちららも変更がないということでもあります。

8ポツの残留規制、残留規制対象、暴露評価対象ともに、マンジプロパミドとするということでもあります。

こちららも若干記載整備があったということですが、よろしいでしょうか。

暴露評価結果ですけれども、こちららED1試算で幼小児最大で28.2%ADI占有率であります。

それで、別紙1-1と別紙の1-2に作物残留試験で、別紙の1-1は国内で、別紙の1-2は米国ですかね。ばれいしょのところに網かけですかね。1-2、1-3はEUで、1-4がブラジル、パパイヤですか、こちらら、今回、インポートトレランスですか、パパイヤですね。よろしいですか。

別紙2ですけれども、こちらら基準値案が示されておりますけれども、申の文字で拡大の申請、ITでインポートトレランス、ほかは、国際基準に、設定に伴う変更ですかね。

あとは、特によろしいですか。

別紙2は、問題ないですね。

別紙3です。長期暴露評価結果をお示ししていると思います。

以上ですけれども、何か全体を通して御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、先ほどの海外の使用法の米国のところですかね、うり科野菜、一応、ここをIT申請にするかどうかというところですかね。

○事務局 四角囲みにするかどうかというところですね。

○亀山部会長 するかどうかというところを御確認いただきまして、ここは、大山先生に御確認いただくということでよろしいですか。

では、御検討いただいたものを大山先生に御確認いただきまして、その修正案をもって、当部会の報告とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。もし御異論があれば、御発言いただければと思います。

(「異議なし」と声あり)

○亀山部会長 御意見ないようですので、そのようにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議題2の対象外物質、アナカルド酸の報告に入りたいと思います。事務局から資料の説明を、お願いいたします。

○事務局 アナカルド酸について、事務局から御説明いたします。資料8-1を御覧ください。

今回、農林水産省において、カシューナッツ殻液を国内で飼料添加物として指定するに当たり、農林水産大臣から意見聴取がございました。

これに伴い、食品健康影響評価の結果を踏まえ、カシューナッツ殻液の有効成分であるアナカルド酸を対象外物質として定めることといたしましたので、御報告させていただきます。

ます。

「1. 概要」です。

アナカルド酸は、カシューナッツ殻液の主成分で人が食用とするカシューナッツにも含有されているものです。

カシューナッツ殻液は、国内で既に飼料原料として使用されておりますが、主成分であるアナカルド酸が、反芻動物の第一胃内において、メタン産生菌に作用することにより、メタンガスの生成を抑制すると考えられておりますことから、今回、カシューナッツ殻液が飼料添加物に指定される予定です。

化学名等は記載のとおりで、アナカルド酸は、4種類の混合物として存在すると考えられております。

3ページになりまして「2. 適用方法及び用量」です。

カシューナッツ殻液を飼料中濃度として0.1%となるよう添加するとのことです。

「3. 食品健康影響評価」です。

4ページのゴシック体の最後に記載しておりますが、「以上のことから、食品安全委員会は、アナカルド酸は、飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えた。」と評価されました。

「4. 諸外国における状況」は記載のとおりです。

「5. 対象外物質としての設定」です。

食品安全委員会における評価結果を踏まえ、アナカルド酸を対象外物質として設定することといたしました。

事務局からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○亀山部会長 ありがとうございました。

こちらは報告事項なのですが、ただ今の説明について御質問、御意見ございますでしょうか。

これは飼料添加物なのですが、対象外物質にするということでもありますけれども、いかがでしょうか、よろしいですか。

御意見がないようでしたら、本報告案をもちまして当部会の報告ということにさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○亀山部会長 御意見ないようでしたら、ありがとうございました。

それでは、本日の審議事項は全て御議論いただきました。審議結果の食品衛生基準審議会での取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 事前に送付しております「部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱い案」を御覧ください。

令和6年4月10日に了承されました食品衛生基準審議会における確認事項において、本部

会及び食品衛生基準審議会における審議、報告等の取扱いが規定されており、資料中の表の右側に、本日の部会で御審議いただいた農薬7剤、対象外物質1剤について、いずれの区分にて取り扱うかの原案を御用意させていただきました。

部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱いについて、議題1の部会審議事項であるイミシアホス、カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ、キノメチオナート、1-ナフタレン酢酸、フェンプロピジン、フルオピラム、マンジプロパミドについては、今後、食品安全委員会への意見聴取を行うものも含め、「食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度」に該当するものとして、区分4（報告）としております。

議題2の部会報告事項であるアナカルド酸については、「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質の指定」に該当することから、区分6（文書配布による報告）としております。

なお、カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ、キノメチオナート、1-ナフタレン酢酸、フルオピラム、マンジプロパミドについて、食品健康影響評価の結果に変更が生じるようであれば、再度部会での御審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○ 穂山部会長　ありがとうございました。

こちらに関しまして、ただ今の事務局からの説明にあった食品衛生基準審議会の取扱い原案について、御質問、御意見ありますでしょうか。

今回、フェンプロピジンは新規ですけれども、こちらの区分4でよろしいですか。

○ 事務局　新規の場合も、区分4になります。

○ 穂山部会長　ありがとうございます。

皆様から御意見はございませんか。特になければ、当部会として、そちらの取扱い案で審議会長の承認を得たいと思います。ありがとうございました。

それでは、事務局から今後の手続について説明をお願いいたします。

○ 事務局　本日御審議いただきました農薬7剤及び対象外物質1剤について、修正の必要なしとされた品目については、本案をもって確定させていただきます。

また、修正の必要ありとされた品目、イミシアホス、カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ、キノメチオナート、1-ナフタレン酢酸、フェンプロピジン、フルオピラム、マンジプロパミドについては、御確認いただいた修正版をもって確定とさせていただきます。

今後の手続につきましては、食品安全委員会への意見聴取、パブリックコメント・WTO通報、厚生労働省協議等、必要な手続を進める予定でございます。

○ 穂山部会長　ありがとうございました。

ただ今の説明について、御意見、御質問ございませんでしょうか。

ありがとうございました。それでは、事務局からほかにございますでしょうか。

○ 事務局　次回の開催日程等につきましては、改めて御連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○穂山部会長　ありがとうございます。

それでは、本日の議題は全て終了いたしましたので、以上をもちまして本日の部会を終了いたします。

お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございました。